

楊度論 — 社会的文脈における意思決定をめぐって —

石川英昭

- 序 節 本稿の目的
- 第一節 楊度の経歴
- 第二節 楊度の思想遍歴
- 第三節 楊度の思想遍歴の従来理解とその評価
 - 0 はじめに
 - 1 劉晴波による理解
 - 2 李宗一による理解
 - 3 まとめ
- 第四節 楊度の思想遍歴の再吟味
 - 1 交渉における意思決定
 - 2 社会的文脈における意思決定
- 終 節

序 節 本稿の目的

近代、人間の「主観」*¹ は、超越的普遍的絶対的理性的存在であり、世界および人間それ自身を認識する為の固定点であると考えられてきた*²。自己自身を含む対象的客体としての世界は、この「主観」によりあらかじめ計画された秩序の中に位置づけられ、この「主観」の意のままにされる存在でしかなかった。即ち、「主観」により前提された全体的目的が、その対象たる客体を通じて取り出され、再び「主観」によって確認される*³ ことで、対象は客体として、客観的に、言い換えると因果的目的論的必然性において、構成されうると考えられてきたし、それにより「主観」的認識は、その有限性を否定でき、完結性を備えることになった。即ち、「主観」は「超越的普遍的絶対的理性」と同義であることで、その主観性を隠し続けることができた。

しかし、この「主観」の超越性・普遍性・絶対性に対しては、その「主観」の所有主体が拡大し、個々の「主観」の個別性が自覚されたとき、疑問符が付けられる。即ち、第二の「主観」の所有主体としての他者を認めたとき、「主観」の超越性、普遍性は否定され、相対化がなされ、全体的目的の否定へと向かうことになるからである。

この危機を乗り越える道は、個々の「主観」を越えたさらなる「普遍的な主観」の下に個々の「主観」を従属させるか、又は客観構造を絶対化するかであった。前者は、「普遍的な主観」の所有者を「人格的普遍者」としての哲人・聖人・知識人エリートに限定することに繋がり、後者は人間の認識を普遍的客観の拘束の下に置くことに繋がる*⁴。それらは共に、結局は、「主観」に換えて別の「普遍」を導入するだけである。

真に「主観」の個別性を自覚すれば、「主観」それ自体は方向喪失に陥ることになるが、他方で却ってそれは随意性を手に入れることになる。言い換えれば、「主観」はその有限性を自覚する一方で、開放性を手に入れることになる*⁵。

「主観」の有限性を自覚し、その不確実性を不可避の前提とすると同時に、他方でその開放性を武器にして、「主観」の方向喪失に立ち向かう道が、「合意」を中核にして構想され構築されている今日の哲学場面（状況）であるとも言えよう。この道は、「主観」の意のままにならない、「主観」に対峙する、客体の存在を認めるのであるが、主客の関係から言えば、人と物との関係ではなく、ましてや物と物との関係ではなく、人と人との関係だけに関心が移ってしまっているところに、又その弱点も存在している。と言うのも、合意論に於いては、「主観」にとっての対等な他者は他の人の「主観」のみであって、物を「主観」と対等な関係を築く存在として認めることはない*⁶。対等な他者として物を理解し、それとの関係を築くには、「理性」だけではなく「感性」を必要とするが、「合意」を中核とする今日の哲学場面には、その「感性」の居場所が存在しないのである*⁷。

本稿は、楊度（1874～1932）の思想的遍歴を明らかにし、その思想的「変節」や「転向」を新たな視点から眺めてみようとするものである。

対話や合意によって共通の実践的価値である文脈的正義を獲得するという

今日の哲学状況における最前線の課題においては、まさしく個々人における思想的「変節」や「転向」に対して寛容になることが求められるであろう。しかし、我々は、そのようにして得られる実践的正義に耐えられるのだろうか。そのような思想的「変節」や「転向」は、個人的にも社会的にも、如何なる意義を持ち得るのだろうか。

この疑問それ自体は今日こそ考察されるに値する、と考えるのが本稿の出発点である。

第一節 楊度の経歴*⁸

楊度という人はよく知られた人物というのではない。従って、次節と重複することになるが、その簡単な経歴を先に示しておくのが、その人についての理解には便宜であろう。

楊度は、湖南省湘潭県の人で、1874年（或いは75年）に生まれ、1931年（或いは32年）に亡くなっている。儒学者王闓運の門生であって、光緒23年（1897年）に挙人となる。1902年日本に留学し、弘文書院に入る。同年10月に帰国し、上海で『游学訳編』の創刊に参加（11月東京にて創刊）する。1903年進士（経済特科）となり、再び日本に赴き、梁啓超、孫中山等と親交を結ぶ。後に法政大学速成科に入学、この間に「三省鉄路聯合会」を組織する。1905年中国留日学生總會幹事長に選ばれる。

1906（07）年清朝政府の出洋考察憲政大臣に各国の憲政の考察報告書を提出し、憲政編查館の提調に任ぜられる。1907年1月月刊誌『中国新報』を東京で創刊し、総編集員になる。又、憲政講習会（後に憲政公会に名を改める）を組織し、自ら常務委員長に就任する。1908年に帰国し、湖南憲政公会を組織する。1909年清朝政府の憲政編查館行長となる。

1911年辛亥革命勃発後、袁世凱政府の内閣学部副大臣に任ぜられ、南北議和の北方代表随員となる*⁹。又、汪精衛と国事共済会を組織する。1912年總統府政治顧問、実業共済会副会長に任ぜられ、1913年研究憲法委員会の会長に選任される。1914年袁世凱が国会を解散し、參政院を組織したとき參政に任ぜられる。1915年国史館副館長、總統府内史監内史となる。又、籌安会

(後、憲政商進会)を組織し、会長に推される。

1916年袁世凱の死後、北洋政府に追われることになり、1917年には張勳の復辟に反対する。1918年特赦後は、1922年以降孫中山を助け、1925年「反帝大同盟」に参加し、第一次国共合作(1924年から)の時期は、李大釗と関係を持ち、1927年彼が張作霖に捕らえられたときには、その釈放に奔走した。

1929年、上海に移り、中国互助(互済)会に参加し、中国自由運動大同盟、中国社会科学家聯盟等の進歩団体とも関係した。この年の秋に中国共産党に加入し、1931(32)年病死するまで堅持したとされる。

第二節 楊度の思想遍歴

彼の一生を、思想遍歴という視点から、その交友関係を含め少し詳しく時系列でたどると、次の通りである。

清朝中国では、日本との戦争(1894-95年)に敗れた後、康有為などに指導された変法活動が強まってゆく。1897年に挙人として活動を開始した楊度は、列強に圧された当時の中国の状況に危機感を抱いていた一般的な士大夫知識人であった。清朝中国は、1899年の義和団決起以来ますます窮地に陥っていた。楊度は、1896年に始まる日本留学に応じて、1902年日本に留学、帰国し『游学訳編』の創刊に参加した。この日本留学の時期、確かに彼は西洋思想に接触し得たが、「教育を以って中国を救う」という言わば進歩的ではあるが伝統的な士大夫的思想を抱いていたにすぎない*¹⁰。

1903年進士に合格するも、戊戌の政変(1898年)に失敗した康有為等と共に日本に亡命していた梁啓超等との接近から政府に疑われ、逃れるように再び日本に赴き、東京法政大学速成科に入学する。この間には、或いは孫中山等と親交を結んで、革命的思想をもった人々との接触もあったが、しかし彼自身が特に政治的に革命的な考えを持っていたわけではないと思われる。「三省鉄路聯合(聯絡)会」*¹¹を組織し、鉄道敷設の利権の回復を主張する愛国的活動も、先の士大夫的進歩人としての一端として理解するのが妥当であろう。さらに、梁啓超との関係も、梁が西太后に疎んじられるに及び離れて行くことになる。即ち、梁との距離は、清朝との距離よりも彼の意識にお

いて遠かったということである。1905年には中国留日学生総会幹事長に選ばれている。

1906年には、清朝政府の出洋考察憲政大臣に各国の憲政の考察報告書を提出し、憲政編查館の提調に任ぜられることになる。又、1907年に自ら主編した『中国新報』を創刊し、その中で立憲君主制を主張し、清朝政府に国会の開設を迫ってゆく^{*12}。この夏、楊度は、北京に憲政講習会（後に憲政公会に名を改める）を組織し、自ら常務委員長に就任する。又、日本において梁啓超らと共に帝国憲政会を組織する^{*13}。1908年に帰国し、譚延闓等と連絡して、湖南憲政公会を組織する^{*14}。1909年に清朝政府の憲政編查館行長となる。この間は、立憲運動に務め、憲政編查館において袁世凱と知己になると共に、沈家本が主査した修律活動にも参与し^{*15}、所謂「金鉄主義」を唱えた。

1911年に孫中山を中心とする革命軍（後の国民党）による辛亥革命が勃発した後、清朝は袁世凱を送ってこれに向かうも、袁世凱は革命軍と妥協し南京政府が成立し、北京には袁世凱の政府が建てられる。この時、楊度は袁世凱政府の内閣学部副大臣に任ぜられ袁の傍にあり^{*16}、汪精衛と国事共済会を組織することになる。1912年に実業共済会副会長に任ぜられ、1913年には研究憲法委員会の会長に選任される。1914年に袁世凱が国会を解散した後、参政院参政に任ぜられる。1915年には国史館副館長となり『君憲救国論』を著わし^{*17}、又、劉師培、嚴復等と連絡し籌安会^{*18}を組織し、会長に推される。この間、楊度は、袁世凱帝制の促進運動に従事した^{*19}。

1916年の袁世凱の死後、楊度は、北洋政府（1913-28年）に追われ^{*20}、1917年には張勳（=勳）、康有為らによる宣統廢帝を擁しての復辟^{*21}に反対する^{*22}。18年の特赦以後から、仏教を学ぶなど、彼には思想的変化が見られてくる。

1919年に五四運動が起こり、1921年には中国共産党が成立する。1922年以降、楊度は孫中山を助け、1925年「反帝大同盟」に参加し、第一次国共合作（1924年から）の時期は、共産党の李大釗と関係を持ち、1927年彼が北洋軍閥の張作霖に捕らえられたときには、その釈放に奔走した^{*23}。

1928年に蒋介石による北伐（1926年）が成功し、共産党は地下に潜ることになる。1929年、楊度は上海に移り、中国互助（互済）会に参加し、中国自

由運動大同盟その他の進歩団体とも関係した*²⁴。この年の秋に周恩来に勧められて中国共産党に加入し、1931（32）年病死するまで堅持した*²⁵。

第三節 楊度の思想遍歴の従来理解とその評価

0. はじめに

楊度の思想は、以前には、1916年以降の楊度の経歴が知られることが少なく、彼の経歴の全てが明らかになっていたわけではなかった。従って、1916年の袁世凱死後の思想的変化についての重要な事実を知られず、楊度は1915年の『君憲救国論』の主張者としてや、又、劉師培、嚴復等と組織した籌安会の中心人物として、従って又、袁世凱帝制の推進者として、評価されていた*²⁶。

しかし、1916年の袁世凱死後の思想的変化が知られるようになって、その思想変化をどのように捉えるかが、楊度の思想の評価に大きな影響を与えた。特に1975年に共産党入党という事実が知られるに及び*²⁷、この事実が彼の思想の評価において大きな意味を持つようになった。

1. 劉晴波による理解

中国における楊度の新しい評価は、1986年劉晴波主編『楊度集』によって知ることができる。この中で劉晴波は序に代えて、彼の楊度論を次のように展開している*²⁸。

楊度は、18歳から28歳までは、封建士大夫的仕官の道を目指していた。経史を学び、王闓運に「帝王の学」を学び、帝王を補佐することに夢を抱いていた*²⁹。

対外戦争に敗れ、国辱的な事態に至ったとき、奸佞の臣の追放を主張し国家を救うことを語り、悲憤の情を歌った時、楊度は救国の思想の中にあっただ*³⁰。

日本留学期間も、西洋のブルジョア啓蒙思想を学び、留學生の活動に積極的に参加して、中国の未来を開く心情を抱き続けていた*³¹。

弘文学院時代、嘉納治五郎の教育政治思想を批判的に学び、嘉納の漢滿融

和の主張に対し、楊度は愛国的反清思想を維持し、国家の独立と民族の平等を主張し続けた^{*32}。

嘉納は革命的な武装闘争に反対したが、楊度は急激な変革騒動は不可避であるとして「騒動的進歩主義」を唱えた。日本の明治維新、西洋の近代は、正に「騒動」を経て「今日の進歩」を手に入れることが出来たのであり、和平では進歩はないと、楊度は考えていた^{*33}。この頃の楊度の愛国反清の激情は、師である王の儒教思想から離れ、異端と見なされるまでになった^{*34}。

1903年の二度目の日本留学の時期は、革命派と改良派の闘争が次第に先鋭化しつつあった。この頃の反帝国主義救国強国の時代精神は、楊度の反帝愛国思想にも大きな影響を与えた^{*35}。

劉は、この間の楊度は革命と改良との間で動揺していたが、「立憲」を標榜し改良主義の道に深く入ってゆくことで思想的に後退し始めた、と評価する^{*36}。即ち、楊度のこの頃の思想は梁啓超の思想に近づくことになり、当初曖昧であった革命派と改良派との間で、楊度は明確に改良主義に立つことになり、立憲の具体化を求め民選議院開設を中心の目標に設定して運動を続けた^{*37}からである。

この時代の楊度の主張は「金鉄主義説」として示される。即ち、経済戦争こそ帝国主義時代の一大重要特色であって、「富民強国」こそが救国の最良の計であると主張した^{*38}。この経済的軍国主義という立場が、楊度を革命に反対させ、立憲君主の道へと進ませることになったと、劉は言う^{*39}。

民族問題と階級矛盾とが時代の焦点となってきたとき、革命派の「排満は民主革命と一致する」との主張に対し、楊度は「漢満問題は人民間の問題であり、皇室は漢満問題の外にある」と主張して、大きな政治的錯誤の道に入ってしまったと、劉は言う^{*40}。

劉に拠れば、楊度の「富国強民」「経済軍事主義」に立つ政治改革の目的は、責任を負える政府を作り出すことであつた。何故なら、革命によって君主を変えることは極めて困難であるが、国会によって政府を変えることは比較的容易である、と楊度が考えていたからである^{*41}。

以上のように、楊度が、「騒動的進歩主義」という革命派の立場から立憲君主派の立場に変わった要因について、劉は次のように論じている^{*42}。

一つは、楊度が愛国主義者であったことである。そのことにより、楊度は封建専制制度を根本的に変革することに（ためらって）留保を続け、（微温的な）政府の改良を主張することになったのである。

二つは、楊度が「帝王の学」の影響を深く受けていたことである。若きとき諸葛亮にあこがれ、国の非常時に帝王を補佐するということに自分の（あるべき）姿を見ていた楊度にとって、「騒動」と「和平」との間には常に思想的錯綜があり、それが革命派とは一貫して或る一線を画すことになり、改良派と大同小異の政治主張を維持させることになったのである。

三つは、彼が目撃した清廷を鎮圧する革命派の行動により、革命手段の暴烈さに恐怖し疑問を抱いた頃に、出洋考察憲政大臣に各国憲政考察報告書を提出するという「帝王の学」の成果を発揮する機会を得たことである。

劉は、これらの理由により楊度は穏健な改良主義の道を歩むことになった、と断じている。

劉は、楊度の活動は、留日時代が民間的性格を帯びていたとするならば、清廷に参加し籌安会を組織した時代は袁世凱の附庸となった時期である、とする^{*43}。楊度の思想は、袁世凱の政治目的とは異なっていた。しかし、その方向は、革命に背くという点で一致していた。この時から、結局、楊度は立憲君主の「立憲」より「君主」を優先することになり、あるいは個人的利益の追求者として、あるいは改良主義者の代言人として、又あるいは袁世凱の策士として、自分個人の権勢を追求してゆくことになってしまったと、劉は断じる。^{*44}。

その後の楊度について、劉は次のように評している。

楊度はその後さらに立憲の立場を共和に変え、人々からは帝政復古問題の首謀者と目されたが、楊度自身はこの時期の問題の本質と原因とを明確には理解しておらず、又全てが自分の責任であることを否定しなかった。北洋政府も、この問題の理解に関しては同じで、従って帝政問題を正しく解決することは不可能であったため、楊度は北洋政府に追われることになった。五四運動後になってようやく、中国人民にも、「列強と軍閥」が帝政復古問題の主犯であって、楊度個人が主犯であったのではなかったことが明らかになった、と^{*45}。

特赦を受けた後、立憲の主張に絶望した楊度は仏教を学ぶことになる。劉は、この期間は楊度にとり思想上の一種の冷却期間であった、とみなす^{*46}。

楊度が学んだのは禅宗南宗であり、この宗派は、人心に従い、見性成仏すべしという仏教理論を持っていた。楊度はこの理論を自身の「無我主義」へと展開させ、仏教革命を自任していた^{*47}。

この時期の楊度の思想は、結局は主観的唯心主義ではあったが、幾つかの注目すべき点があったとして、劉は次のように論じる^{*48}。

第一に、楊度が仏教を学ぶのは、世間を避けるためではなく、社会の不自由・不平等を知った為であり、その根源を「我見」と悟り「無我主義」を提唱したものである。これは依然として唯心主義ではあるが、自己反省による思想浄化の過程で楊度自身は個人的英雄主義や功名利禄の念を克服することになった。

第二に、楊度の思想は唯心主義仏教ではあるが、彼は西洋の自然科学を知っていたため、仏教の「唯心」から科学的「唯物」へと展開する契機を、自らの思想に備えていた。

第三に、彼は仏教を学んでも、厭世に浸るのではなく、国事を忘れることはなかった。この時期は「唯心」「唯物」の矛盾の中から新しい道を探る時期であり、国家と民族を愛する政治人物であり続けていた。

以上のような劉の評価からは、かえってその評価基準としての「唯心」「唯物」というマルクス主義的定型的二元思考の存在をうかがうことが出来るよう。

五四革命前後から楊度は革命派の人々と関係し、マルクス主義の薫陶を受け、ついには君憲救国論を捨て革命救国論に思想を変転させる^{*49}。

楊度は、現社会を禽獣争食社会と見なし、その根底に不平等階級のあることを認識し、人道主義を唱え、共産主義制度の実現を目指し、その手段は革命しかないことを理解した^{*50}。彼は儒学の大同思想を借りて共産主義理論を宣伝し、迫害に耐え、共産主義の世界観を確立し、共産党に入党することになったと、劉は言う^{*51}。

以上から、劉は、楊度は近代中国の知識人の典型であり^{*52}、彼が思想的紆余曲折を経て結局最後に共産主義に至るのも、彼の愛国主義の必然的發展で

あったと結論づけた^{*53}。

このような劉による楊度の思想の評価には、楊度の共産党入党という事実が大きな意味を持っていることは疑いないと思われる。即ち、共産主義思想（或いは歴史の発展法則）こそが、思想の評価の基準となっており、最終的にそこに至った（即ち歴史の発展法則に従って落ち着いた）楊度の思想は、結局は一貫したものとして理解されている。

2. 李宗一による理解

李宗一は、しかし、楊度の思想がその一生の前半と後半では別人のようであり理解に苦しむことになるが、その変化の内在的原因については、ただ愛国主義ということでは片づけることはできないとして、次のように論じた^{*54}。

李に拠れば、楊度はその一生で、四つの変転の段階を経ている。士大夫、新知識人、御用文人、そして革命的知識人というものである^{*55}。

19世紀末から20世紀初頭にかけての中国近代の知識人には二つのタイプがあった。一つは科挙出身から新学を受け入れた人々、他は近代の学堂で養成された人々であり、第一段階にある楊度は前者に属したと、李は言う^{*56}。

以下、李の主張を聴いてゆこう。

楊度は、青年時代に厳格な伝統的教育を受け、儒学の素養が深かった。儒学における一般的な士大夫像は、士大夫は政治に参加し帝王を補佐するというものであり、楊度も科挙に合格して仕官し自己の夢を実現することを求めている点では、学問に傾注し国事に関心を寄せる常の士大夫に同じであった。

中国が日清戦争に敗北して重大な民族的危機に直面したとき、康有為や梁啓超に代表される中国知識人は変法を訴え政治の改良へと向かっていった。

楊度は当初、清朝が衰退に向かっていることは認識しながらも、改良運動に身を投じることはなかった^{*57}。

士大夫の抱いた憂国憂民の意識と近代知識人の変法の主張は、共に愛国的言論であったが、中国の士大夫が要求した外国の侵略に抵抗するという主張は、「華夷の別」「尊皇攘夷」という伝統的観念を越えることはなかった。19世紀末までの楊度も士大夫の伝統的観念を脱してはいなかった^{*58}。

20世紀に入り、楊度の思想は第二段階へと入ってゆく。

義和団事件の後、楊度は亡国の危機感を抱き日本へ赴く。当時の中国では、西洋に学ぶことを主張していた人々の中の少なからぬ人が日本に学ぶことを考えていたが、楊度も彼我の学問教育の異同を探求するため日本に留学した。

日本において、楊度は、ルソー、モンテスキュー、ダーウィンなどの思想家の著作に広範に接触したと思われる。

李は、ここで楊度の教育思想と政治的態度が共に明確な変化を生じた、と主張する^{*59}。というのも、楊度は、この時期、教育とは国民に独立精神を持たせ真理に従わせ強権に屈服させないようにするものであると主張した。従って、楊度は政治的立場では穏健な進歩主義を採り、それは革命的急進主義とは異なるものであったが、彼が経典から離れ儒家の道に背く歩みを始めていることを、その主張は示していたことになる、と^{*60}。

とは言え、しかし、楊度は従来の儒家的伝統観念を一気に捨て、改めたのではないと、李は言う。そのことは1903年に再び科挙試験を受ける行為にも現れているし、愛国闘争には積極的に参加するも革命運動には憂慮の念を示し、1905年の孫文の誘いにも自分の立場を変えることはなかったからである^{*61}。

楊度は、士大夫的知識人として梁啓超らの改良主義と思想的に共通することが多く、1906年清朝の海外視察報告の起草を引き受け、「憲政公会」を組織し、また『中国新報』を創刊して「金鉄主義」を主張し、立憲君主国家の樹立を唱えたときは、改良的政策の実現に大きな期待を抱いていたのである、と李は言う^{*62}。

従って、李は言うが、1907年に帰国して国会開設請願運動を推進するときには袁世凱に接近したのも、当時の清朝政府が考察政治館を憲政編查館に改め、憲政準備の姿勢を示していたからである。袁世凱は政治的主導権を掌握するための道具として楊度の立憲君主論を利用し、楊度は袁世凱の支持によって自分の愛国的宿願を実現しようとしたわけであるが、所詮同床異夢であり政治的には袁世凱との力の差は明らかであった^{*63}。

楊度が袁世凱に身を寄せた1908年からの第三期は、憲政運動の指導者から御用文人へと変化した時期である^{*64}として、次のように李はこの時期を論じてゆく。

1908年当初、楊度は依然として立憲についての自らの主張を維持していたが、清朝政府は時間稼ぎをするだけで、立憲の誠意にかけていた。即ち、08年8月に公布された「欽定憲法大綱」「立憲予備時宜年表」では、君権の強化がなされ、立憲の完成まで9年の期間が定められていた。楊度はこの時、「立憲が許可されたら、時期は問題ではない。」「君主への権限の偏りは現時の重要問題ではない。」として、清朝政府の旗振り役を演じた*65。

1911年辛亥革命が起こると、楊度は袁世凱の権力奪取の企てに積極的に荷担した。勿論、様々な立場のある立憲派に共通する旗幟は革命防止にあるのだから、楊度の態度は異とするにはあたらない。従って、国事共済会を組織し「君主と民主との間の問題」を解決しようとしたり、「共和促進会」を組織し革命派との仲介を果たそうとするとき、楊度自身は自分の見解を放棄したのではなく、まだ自分自身の夢を実現できるつもりでいた*66。

しかし、袁世凱に対する楊度の貢献にも関わらず、袁世凱は楊度を冷遇した。袁世凱にとっては文人は文章作成や世論作りのための道具でしかなかったし、楊度との個人的関係も決してそれ以上に深いものではなかった*67。

支配者に頼る文人には「国事に参与し重臣になる」「助っ人」と「道化として抱えられた」「太鼓持ち」の二種があるが、この頃の楊度は後者であった、と李は主張する*68。

袁世凱の謀臣を任じて、1915年「君憲救国論」で中国を救うのは共和制ではなく君主制であると主張し、或いは籌安会を組織し、帝政実現に犬馬の勞を尽くしても、楊度は袁世凱の信任を得ることは遂になかったが、袁の失脚後は却って帝政運動の元凶として追求されるはめになっただけであった。この時期の楊度は御用文人の卑しい根性を受け継いでいたのであり、士大夫としての矜持を失っていたと、李は指摘する*69。

袁世凱の死後、北洋政府に追われていた楊度は、1918年の特赦で自由を回復し、北京に入る。この後彼の精力は実業に向けられるも、全て失敗に終わる。

ここから、楊度は、政治と商業とに失敗して、深刻な反省を始めたと、李は主張する*70。即ち、楊度の第四期である。

その反省の時点から、楊度は仏教を学び始める。ところで、そこで楊度に

よって選ばれたのは禅宗南宗であり、この宗派は俗世に入って本分を尽くすことを主張するものであり、社会参加を主張してきた楊度にとって決して今までの生き方から切り離された偶然の決断であったわけではない。

李は、この時期に楊度が論じた「無我主義」が、「共産主義」の理解への橋渡しになったと考えている^{*71}。確かに、楊度は共産党入党後も依然として仏教を信じており、彼は共産主義の思想体系と仏教理論が矛盾するとは考えていなかった。

結論として、李は次のように言う。楊度の変節は、社会的要因と個人的品性などによって促されたもので、功名と利禄を求める思想、愛国主義、共産主義、「無我主義」などの全てが彼に影響を与えたのであり、劉の主張するのは違って、愛国主義だけで彼の一生を概括することは不適切である、と^{*72}。

確かに、李の主張は妥当と思える。しかし、楊度の晩節は光明の道を歩むことになったと、李が称賛する、その意識の背後では、劉と同じく、共産党入党という事実が重要な評価基準になっていることは疑いない。そのことは、楊度の共産党入党の第三の要因に、共産党員の献身的精神を挙げることから明白であろう。

しかし、李も指摘している^{*73}ように、楊度は過去の過ちは認めたが懺悔は公には拒絶している。ここで「公には」とは、「党に対しては」と同義であると解するならば、楊度自身の心情に従えば、共産党入党という事実が彼にとってその意思決定の唯一の評価基準になっているとは言えないかもしれない。

3. まとめ

李が指摘するように、近代中国の知識人は、新学に心を傾け国事に関心を寄せるといふ共通の意識を持ちながら、革命救国論を抱く者、立憲救国論を鼓吹する者、科学救国論を抱く者、実業あるいは教育を行うことを自分の任務とする者、そして官吏となることを正しい道とする者などがいたし^{*74}、多くの人が変節きわまりなかったのである^{*75}。そして、その要因としては、個々人の出身、経歴や品性、そして社会的影響が考えられなければならない^{*76}。

確かに、楊度の変節の評価もそのような様々な要因を考慮して為される必要があろう*77。

人は決断を社会的文脈の中で下さざるを得ない。しかもその文脈は不確定的なものである*78。従って、楊度の思想遍歴を評価するにあたっては、その不確定的な文脈の中での意思決定の様々な様相を知ることが重要であろう。以下では、楊度の思想遍歴を、そのような社会的文脈における意思決定ということに焦点を当てて、従って本節に論じてきた従来の評価の視点とは若干異なった視点で、考察して行きたい。

第四節 楊度の思想遍歴の再吟味

1. 交渉の場における意思決定

1-1 社会的場面、あるいは社会的文脈における我々の意思決定は、基本的には日常的な問題状況における意思決定の様々な在り様をベースにして理解できる。従って、拙論「ディベート論」*79 で論じたことが、楊度の思想遍歴の再吟味においても有用となる。

日常においては、一般に、我々は自分あるいは自分たちの現前にある問題に立ち向かう。そのような日常的な意思決定場面では、意思決定は、大抵は次のように推移することになる。即ち、問題関心→ブラックボックス→行動(結論)という流れである。このブラックボックスの場を明らかにすることを基本的目的としたものが、いわゆる意思決定技術論である*80。

意思決定技術論では、眼前に存在する問題状況を少し細かく見て、その状況を、問題の原因追求、問題の解決案の提示、将来のリスク回避という三つの場面に大別する。勿論、日常の問題状況においては、今現在我々の前にある問題が、上の三つの場面のどれに属するのかが不明である。従って、意思決定技術論における意思決定は、自分あるいは自分たちの現前に在る問題を解きほぐす為の状況分析から先ず始めて、次に先の三つの場面の解決に向かわなければならない。従って、取り組むべき場面は、四つ存在することになる*81。

意思決定技術論では、以上の四つのそれぞれの場面における意思決定技術

が展開される。本稿においてその全てを論ずる必要はないであろうから、以下では十分参考になるポイントだけを幾つか指摘しておくことにする。

意思決定技術論の基礎として、二つのことが重視される。即ち、一つは情報とデータとを区別することであり^{*82}、二つは意見と事実とを明確に区別することである^{*83}。

データと区別される情報とは、生の素材ではなく、意味有る知識であり^{*84}、従って意思決定技術論においては、解決すべき問題に合せた情報を収集するという情報力が、つまり情報収集における目的志向性ということが強調される^{*85}。それは、意思決定技術論では問題解決の方向、即ち意思決定の目的があらかじめ与えられているという極めて単純化された状況が前提されている、ということに他ならない。

しかし、日常的な問題状況においては、その様に情報収集の方向があらかじめ明確になっていることはまれであり、通常そこでは、意思決定の目的が問題に取り組むプロセスの中から次第にあぶり出されてくることになる。意思決定技術論では、従って、このような事態は視野に入っていないことになる。ここに、このような理論上の技術論の基本的特色を見ることができし、社会的文脈における意思決定を考える際に重要な視点を提供することになる。

第二の、意見と事実との区別とは、結局は事実から価値判断を除くことと同義である^{*86}。勿論、意思決定技術論でも価値観が無視されているというのではないし、又、意思決定者が複数の場合、共有できる価値あるいは目的の創出が重要であることは認識されている。そして、そのことは、事実に基づけば比較的容易に実現できると考えられているようである^{*87}。しかし、日常の社会的場面においては、この共有できる価値あるいは目的の創出が、そこで考えられているほどに容易であるのかについては、十分考えておかなければならないであろう。

意思決定技術論にはさらなる重要なポイントが存在する。即ち、意思決定を迫られている問題状況が、解決を迫られている個人もしくは単一グループによって自己完結的に解決することが可能であるような問題を対象とするのではなく、交渉相手が存在する場合には、相手の欲求を見抜くことが極めて重要になることが指摘されていたことである^{*88}。このような交渉場面の問題

は、社会的文脈における意思決定を考えるとときに重要なヒントを与えてくれることになる。

1-2 上述のごとく、意思決定を迫られている問題状況が、解決を迫られている個人もしくは単一グループによって自己完結的に解決することが可能であるような問題を対象とするのではなく、交渉相手が存在する場面、即ち社会的場面では、以上のような意思決定技術論では手におえない問題が生じてくることは明らかである^{*89}。そこで交渉術というものが注目されることになる。

このような交渉術の基礎となっている考えについては、留意すべきものが二つある。

一つは、交渉様式は選択できるものと考えられていることである^{*90}。社会的文脈の中での意思決定においては、特にこの点は重要である。それは、即ち、実際の社会においては、コミュニケーション様式と意思決定様式との組み合わせによって、当該社会における交渉の基本的様式が或る程度決まってくることになるからである^{*91}。ということは、社会的文脈の中の意思決定は、或る普遍的形式あるいは様式を持っているのではなく、意思決定者が属する当該社会の文化的伝統に大いに影響されるということでもある。

二つは、交渉術においては交渉当事者間の関係の継続が重要な焦点となることである。交渉の相手方との関係の切断が、一方の当事者にとって採りうる選択肢の一つであるなら、それは該当事者とその交渉において圧倒的優位に立ち上ることを意味する^{*92}。従って、交渉術では、一般に、とりあえず、関係の継続が前提されている^{*93}。

代表的な交渉術であるハーバード流交渉術によると、交渉には四つの基本点が存在するとされる。即ち、①人間関係問題と実質問題とを切り離す。②立場と利害とを区別する。③案の作成（複数の選択肢）と案の選択（決定）とを区別する^{*94}。④当事者から独立した客観的基準に基づく^{*95}。以上の四つである。

社会的文脈の中での意思決定に関連して、特に重要なのは、人間関係問題と実質問題とを切り離すという、その第一の基本点のうちの、人間関係問題

である。尚、実質的利害問題の解決は、第二、第三、第四の基本点に関わることになる。社会的文脈の中での意思決定にとっては、その中で第二の基本点が若干関係してくると思われるが、本稿では特に取り上げることはしない。

以下では再び拙論に拠って論を展開してゆく^{*96}。

人間関係の問題は、ハーバード流交渉術によると、認識、感情、及びコミュニケーションの三つの要因に関わってくる^{*97}。

認識面において鍵となるのは、交渉当事者のものの考え方が違うことを理解することである。一般に争いの対象となるのは、物か事象に関する事、即ち事実についてである。しかし、ここで事実といっても、実際に争いとなるのは客観的事実ではなく、当事者の頭の中にある各当事者がとらえた現実である^{*98}。即ち、そこでは、事実についての争いといっても実際にはいわば信念をめぐる争いが生じている。従って、事実を廻るお互いの考え方の違いそれ自体を話し合う必要がある^{*99}。その際、幾つかの技術として、次のようなことに留意することが求められる。まず、相手の立場、心情を理解することである。又、「危惧の念」から相手の意図を推測しないことであり、自分の問題を相手のせいにはしないことも重要であるとされる^{*100}。

感情面においては、感情についても話題の対象とすることが重要とされる。それは、自分及び相手の感情それ自体を認識し理解するためである^{*101}。即ち感情の言語化を前提する^{*102}。具体的には、その際には、自分の感情は隠さず表現することであり、相手にはその言い分を全て言わせて、相手の感情を吐き出す機会を与えることが重要とされる。又、感情の爆発に対しては決して反撃しないことであり、常に相手に対し心配りをし、誠意を示すことが求められる^{*103}。

コミュニケーション面に関しては、交渉が、意思の交換と疎通のプロセスであることを自覚しておくことが要点である。実際、現実のコミュニケーションにおいては、お互いの主張内容が理解されていなかったり、相手が上の空などでそもそもこちらの意思が伝わってなかったり、誤解があったりするなど、コミュニケーション・ギャップが存在するのが通常の事態である^{*104}。このようなギャップの解消には、良好な人間関係の維持を前提に^{*105}、自分の感じ方を知らせ、相手の話を聞くことが求められることになる^{*106}。

以上を簡単に示せば、交渉術の第一の基本点において求められているのは、理性と感情とのバランスをとるということであり^{*107}、それが交渉術の世界を意思決定技術論の世界よりも、射程の長い、あるいは守備範囲の広いものにしていく理由でもある。

1-3 意思決定技術論や交渉術の世界で課題の中心となっていたのは、基本的には、情報収集、客観的分析、論理的組立、及び表現という四つの局面である^{*108}。

意思決定技術論では、それらのどの局面においても、必ず感情や価値観を排除することが求められている事に気づかされる^{*109}。即ち、このような局面での意思決定技術論の思考の背景にあるのは、いわば客観的合理主義的、或いは論理実証主義的思考であると考えられる。このような思考の基本は、次の二つである。

①発見の文脈と正当化の文脈とを区別する。

②客観的事実と論理のみを（立論の）正当化根拠とする。

即ち、この二つの要請は通常「科学的」と言われる方法に共通している^{*110}。

勿論、意思決定技術論は、必ずしも素朴な経験主義にとどまっているのではなく、そこでは我々の個人的体験の狭隘性、偏頗性についても自覚されていた。即ち、思考の保守性の問題が指摘されていたのである。我々は、問題の原因を想定する際に往々にして自分自身の個人的経験に囚われてしまいがちであり、この個人経験主義が常に自覚のない思考の保守性につながることは、十分に留意されていた^{*111}。しかし、前述の如く、そこでは、だからこそ事実と論理から感情や価値観を除くことが肝要とされた^{*112}。

社会的文脈における意思決定においては、しかし、感情や価値観を排除することは不可能である。今この点に着目して、先の四つの局面のそれぞれについて再考してみると、何れの局面においても必ずしも客観的事実及び論理のみで事が済むわけではないことが理解される。

論理的局面では、通常、論理的＝客観的＝数理的＝普遍的 という関係が成立すると考えられおり、従って、論理的であることは正当化の根拠として有効であると考えられてきた。しかし、相手の説得という場面では、論理的

ということは万能ではない。例えば、「人間は好き嫌で働くものだ。論法で働くものぢやない。」というように、論理で相手を説得できない事態は、日常場面では度々訪れる^{*113}。

情報収集能力の局面では、まず、我々の情報収集能力には限界があることが理解されなければならない。即ち、我々の認知的能力の限界から、様々の情報の罫に填ることになることは、心理学における周知の知見である^{*114}。さらに又、既述の通り、有効な情報収集は目的志向的に為される必要があるため、情報収集の前に有効な仮説の存在が要請されるが、この仮説を作る能力は、単なる知識量だけではなく、経験が大きくものを言う。

状況分析能力と言うことでは、必ずしも共通の特定の能力が指示されているのではなく、そこには論者によって異なる幾つかの意味が考えられる。

まず、論理的思考能力という意味が考えられるが、これは基本的には論理的局面に同じである。

次に、このことが、相手の立場に立って考えること、という意味で主張されることがある。又、これは日本人には或る意味で得意なことであるともされる。しかし、考えることそれ自体には論理と事実とが関係していても、相手の立場に立つという事態は、論理と事実の問題ではなく共感力の問題、即ち感情の問題と考えられる^{*115}。

又、多様な視点に立って問題を考えるという意味が強調されることもある。しかし、これは集団的意思決定においては或る程度は可能であるが、このことが個人において可能になるには、当の個人の豊かな人生経験がものを言うのであり、これ又論理と事実の問題に解消することは出来ない。

表現の局面では、聴衆や判定者に向けられた単方向での意見の発表においては、プレゼンテーション能力が重要であることは言うまでもない。しかし、日常的には、通常は当事者間での双方向の表現行為（作業）が為されるのであって、そこでは相手当事者を説得することが問題になる。従って、まずは自分の主張を相手に聞いてもらうことが必要になるし、時には沈黙も必要になる^{*116}。即ち、交渉において論理と事実とに基づいて「議論（ディベート）」^{*117} することそれ自体は目的達成（例えば、交渉達成）の手段でしかないものであり、従って表現の技術は「議論（ディベート）」を超えた場面（心

理的場面)でも必要となる^{*118}。

1-4 交渉術の世界では、感情の表明及び客観的基準の重要性が挙げられていた^{*119}が、この点に交渉術と意思決定技術論との決定的相違点が存在していることは先に述べたとおりである。

意思決定技術論における「客観的」の基本的意味とは、既述の通り、事実と論理とを基礎にした(決定主体にとって)「外在的」という意味である。しかし、今日の科学論や認知科学の知見から、まずは次の二点を前提しなければならない。即ち、

①いわゆる客観的事実なるものは存在しない。

②正当化は文脈に依存する。

即ち、全ては「主観」的でありその意味で「不確定」である、という前提を受け入れるなら、そこから、交渉の場における感情や倫理観の働きや交渉術の言う「客観的」ということについての別の視野が開けてくる。

個人的な感情や倫理観の働きとして、そのコミットメント機能に十分注目しなければならない。いわゆる正当化のトリレンマは、確かに論理的には解決のつかない問題である。しかし、我々の日常的世界では、正当化の無限後退も循環も理に合わないという印象がつきまとう。従って、通常は、何かにコミットすることで正当化を果たしている。そして、このコミットメントの場面で、感情や倫理観も有効な働きを果たすことになる^{*120} ことには十分留意すべきである。確かに交渉術においても、前述の通り、感情の言語化が前提され、従って、感情の表明は感情の爆発から区別されていた。しかし、実際の交渉においては、この感情の爆発さえも時には有効となる。例えば「彼は切れやすい性格だから。」という交渉者の理解は、十分なコミットメント機能を果たすことになるからである^{*121}。

感情の爆発も、見方に拠れば、一種の言語化と言えるかもしれない。しかし、本来的に非言語知の場面にある感情でさえも、それが共感を作り出すということでは、十分なコミットメント機能を持つことにも留意すべきである^{*122}。

感情も、このようにコミットメント機能を果たすことで、交渉場面におけ

る意思決定の基準に取り込まれてゆくことが可能となる。

個人的倫理観についても同じことが言える。確かに、個人的倫理観と客観的基準とは区別される。しかし、個人的倫理観も時に有効な基準となる。例えば、「彼は駆け引きの嫌いな人間だから。」「彼は嘘が嫌いだから。」ということがコミットメント機能を果たし、それが決定基準に反映されることは大いにあり得るからである。

感情や個人的倫理観が決定基準に反映されうるというのも、交渉術の言う客観的基準とは、当事者にとって外在的ではあっても、普遍不変の基準というものではなく、相互了解的基準だからである^{*123}。従って、当然、個人の感情や倫理観がコミットメント機能を果たし決定基準に組み込まれるには、それを相手が受け入れることが前提となる。それが相手に受け入れられるには、そこで示された個人の感情や倫理観が社会的にも認知され容認され得るものであることが重要となる。この点で、個人の感情や倫理の受け入れは、それが集合的道德（倫理）感情をその基礎としている社会的に共有されたものであることを、その実質的内容は文化的コンテキストが共有されていることを、前提することになる。「客観的」の別の視野とは、正にこのことであり、社会的文脈における「客観的」とは文化的コンテキストの共有を前提するのであり、交渉場面における意思決定においては、この文化的コンテキストが決定的に重要な背景若しくは要因となるのである。

一般に「議論（ディベート）」場面では、交渉場面と違い、中立的判定者による勝ち負けの判定が為され^{*124}、従ってそこでは、当事者にとっては勝敗が大きなテーマとなっても、当事者間の人間関係、或いは当事者と判定者との間の人間関係は、特に問題とはならない。言い換えれば、「議論（ディベート）」場面では、交渉術の言う「人の問題と実質問題との切り離し」が比較的容易な場面が想定される。

他方、交渉場面においては、問題の状況に拠るが^{*125}、人間関係の継続が大きなテーマとなることも多い。そこでは、極端に言えば、一時点的勝敗よりも関係継続を優先して「損して得取る」ということが求められることもある^{*126}。このような事情が、今日、「議論（ディベート）」による勝敗より交渉術が注目される要因であると考えられる。

上に論じた交渉術は、スペクトルの一端に感情や倫理観を、他の端に事実及び論理を置いたとき、その中間において問題解決を図ろうとする試みであると言えよう。しかし、そのスライドを事実及び論理の側から始めるか、あるいは感情や倫理観の側から始めるかは、これ又当事者の属する社会の文化的伝統、文化的コンテクストに負うことになる。交渉術が展開されたアメリカでは、その交渉様式は事実及び論理の側から感情や倫理の側へスライドしていると言ったことが出来ようし、日本においては、感情の側から事実及び論理の側へとスライドすることが求められている^{*127}。

しかし、何れにせよ、一方における客観的ルール並びに事実及び論理を基礎にした決定と、他方における文脈に依存した人間関係の継続並びに倫理観及び感情の交感との、両立或いは調和という問題は、我々にとって今後ますます重要な課題となってくるであろう^{*128}。

2. 社会的文脈における意思決定

2-1. 個人の一生、その生き方を評価するということは、その個人の人生の時々での意思決定を評価するということでもある。その際、評価の基準としては、様々なことが考えられようが、例えば、当人の属する社会の歴史的展開の経過又はその事実や、思想的首尾一貫性、あるいは言行の一致などであろう。

劉や、李が楊度の人生の評価の主たる基準にしたのは、既に述べたように、中国社会の歴史的展開であり、清末から社会主義の新中国の成立にかけての経過に対し個人がどのように寄与し得たかが評価の要になる。

楊度の人生は、李が整理して見せたように、封建的士大夫から近代知識人へ、さらに御用文人を経て革命者へと変転している。即ち思想的首尾一貫性のない、あるいは時期によっては言行の不一致が見られる人生であり、もしその人生の最後に共産党入党という事実が存在しないなら、その評価は、その事実が知られる以前の評価のごとく、大きく異なっていたものと思われる。

しかし、前節からも明らかなように、社会的文脈における意思決定は、後から振り返って言えるほどには、単純に為されているのではない。以下では、本節1で述べた交渉における意思決定での様々な留意点を視座として、楊度

の意思決定について検討してみたい。

2-2. 先ずは、社会的文脈の中での意思決定は、ある普遍的形式あるいは様式を持っているものではなく、意思決定者が属する当該社会の文化的伝統に大いに影響されるということが留意されなければならない。

そして、その際は、当然、我々の個人的体験の狭隘性、偏頗性、そこから生まれる思考の保守性という問題が生ずること、即ち我々が問題の原因を想定する際に往々にして自分自身の個人的経験に囚われてしまいがちであるという既述の個人経験主義の弊害^{*129}が、そのような影響からの脱却は容易には為し得ないという逆の意味で、了解されなければならない。

このことが了解されるならば、楊度の意思決定において士大夫的伝統の影響は、十分に考慮される必要がある。勿論、劉も李も、帝王の補佐として国事に参与することを理想とする儒教教育における士大夫の理想像が楊度に与えた影響を否定しない。しかし、その影響は両者が考えるように、楊度の人生の初期だけに及ぼされたものであるとするのは、少し過小評価であろう。その人生全般において士大夫的教育あるいは文化の影響を考えた方が適切であると、私には思える。

2-3. 意思決定を迫られている問題状況が、解決を迫られている個人または単一グループによって自己完結的に解決するような状況ではなく、交渉相手が存在する場合、交渉当事者間の人間関係の継続も重要な焦点となるのであり、交渉の相手方との関係の切断が、一方の当事者にとって採りうる選択肢の一つであるなら、それは該当事者がその交渉において圧倒的優位に立ち上ることになる^{*130}。

このような交渉場面においては、相手の欲求を見抜くことが極めて重要になる^{*131}が、それは又、決定者が複数の場合、共有できる価値あるいは目的の創出が重要であることに通じる^{*132}。さらに、そのような目的あるいは価値の共有は、意思決定技術論では、事実に基づけば比較的容易に実現できると考えられているようであるが、日常社会的場面においては、この共有される価値あるいは目的の創出が、そこで考えられているほどに容易であるの

かについては、十分考えなければならない*¹³³ということも指摘しておいた。

このような事態を楊度において考えれば、例えば王闓運、梁啓超、孫文、袁世凱、李大釗などとの人間関係の中で為された楊度の意思決定も、その各々の相手方との関係に応じて為されるのであり、そこに首尾一貫性を求めるのはおよそ不可能な事態と思われる。自己の自律を前提して意思決定を為そうとしても、どのような人物（の思想）に近づきあるいは遠ざけるかのその都度の判断が、後知恵による首尾一貫した判断と異なってくることは大いにあり得る。

楊度の評価においては、特に袁世凱のような政治的人物との接近がその評価の重要なポイントとなっていた。しかし、そもそも袁のような人物と接近すること自体を否定するのならいざ知らず、接近があり得るなら、その結果として接近した当人の自由にならない事態、相手を利用しているつもりで利用されているという事態が生ずることは大いにあり得る。というのも、この場面の両者の関係においては、袁世凱は関係切断という切り札を常に手にしていたからであり、又両者には圧倒的な政治力の差が存在したからである。楊度自身にどこかの時点でその関係の切断を求めるとしても、楊度の決断が遅かったとするのは、これ又後知恵でしかない。

又、交渉術では、まず相手の立場や心情を理解し、「危惧の念」から相手の意図を推測せず、自分の問題を相手のせいにはしないこと*¹³⁴が求められていた。交渉の場でこれらの対応が求められるのなら、楊度自身の態度は、結果については全て自分で引き受けたのであり、この点において楊度は真摯であったと評価できよう。

2-4. 意思決定技術論では視野に入っていない事態として、前述の如く、日常的な問題状況において、意思決定の目的それ自体が当の問題に取り組むプロセスの中から次第にあぶり出されてくるという事態がある。このことは、社会的文脈における意思決定を考えるとときに重要な視点を提供することになる。

即ち、我々が意思決定をするとき、そこで何が問題となっているのか明らかではない事態は、日常的に訪れる。楊度が帝政問題にのめり込んでいった

とき、彼が事態を十分把握していなかったとする劉による評価は、その点では妥当と思われる。

一般的に問題状況の把握において、そこでの論争の対象となるのは、物か事象に関する事象、即ち事実についてである。しかし、ここで事実といっても、実際に争いとなるのは客観的事実ではなく、当事者の頭の中にある各当事者がとらえた現実である^{*135}ことが、既に指摘されていた。従って、帝政問題において楊度の思惑と袁世凱の思惑とが一致しないのは、いわばありふれた事態であるとも言えよう。即ち、そのような事態ではいわば信念の争いが生じているのである。交渉術では、従って、その場合はお互いの考え方の違いそれ自体を話し合う必要がある^{*136}とされる。しかし、歴史的事実として、袁世凱の側にはそのような意思も必要も存在しなかった。

まして、交渉術におけるコミュニケーション面に関しては、交渉が意思の交換と疎通のプロセスであることを自覚しておくことが要点なのであり、実際、現実のコミュニケーションにおいては、コミュニケーション・ギャップが存在するのが通常の事態である。このようなギャップの解消には、良好な人間関係の維持を前提に、自分の感じ方を知らせ、相手の話を聞くことが求められる^{*137}。そうであるなら、その様な関係を築き得なかった楊度にとって、事態はますます不明確なままであり続けたであろう。

事実の十分な把握が出来ず、相互了解的基準の作成もままならない、このような事態において、唯一可能な意思決定の基準は自己の感情や倫理観であるということになるかもしれない。そして、その個人的な感情や倫理観の働きとして、そのコミットメント機能に十分注目しなければならない^{*138}ことは、既述の通りである。

とは言え、個人の感情や倫理観の受け入れは、これ又既述の通り、集合的道德（倫理）感情をその基礎としている社会的に共有された倫理観が存在して可能なのであり、又その実質的内容も文化的コンテクストの共有を前提することになる^{*139}。しかし、社会変動期においては、従前の文化的コンテクストが動揺を来たし、その共有もままならない。即ち、それは、そのようなコンテクストを共有できないものの間での交渉と、程度の差は有れ、同じ事態である。

楊度の採った立場が、当時の中国人民の間でどのように受け入れられたかということは、その評価において重要な基準の一つにはなりうる。とは言え、その人民の共同価値が唯一の正当な評価基準であるというのではない。

個人の感情や倫理観を基準とすることに伴う問題を解決してゆくことは、かなり困難な作業となろう^{*140}。

終 節

今日、人はだれでも、あらかじめ出来上がっている世界の中に入って行き、そのあらかじめ出来上がった世界の一員として世界を作り直す作業に参加することになる。個々人においては、その入ってゆく世界の状況が不安定であることもあるし、安定していることもある^{*141}。今、楊度の人生を振り返れば、彼は極めて不安定な世界に入ることになり、自分自身と帰属する国家との間で葛藤を続けたと言えよう。

人の一生を閉ざされたキャンパスにその生を描き上げる作業とみなすなら、統一性という基準は人の一生の評価基準としてそれなりに有効である。実践的政治的立場の一貫性は、その人の生き方に大きな説得力を与えることになろう。しかし、人の一生を描くキャンパスは決してそのような閉じたものではない。人の一生の評価基準は、その人生を描くキャンパスの開放性、多様性を認めるものでなければならない。それは、我々の意思決定は常に不確定な世界の中で為されることになる、ということをも認めることである^{*142}。従って、楊度の人生のそれぞれの時点でなされた彼自身の意思決定の評価は、その評価の基準を一義的には定め得ない限り、後知恵でしか為しえないことになる。

楊度の人生では、彼が変わることを恐れなかったという一点において、十分に評価されて良いと、私は考える。なぜなら、対話や合意によって共通の実践的価値である文脈的正義を獲得するということは、正に「変化を恐れな

い」ということであると、私は考えるからである。

しかし、我々はそのような「変化」に耐えられるだろうか。

本稿で論じたように、人の一生でその立場を一貫させることは容易に為し得ることではない。まして、学的立場と日常とを一貫させることは、（私にとっては）至難のことである。

仲村政文先生は、それを実行された（ている）稀有な存在として、私の敬愛する先生のお一人である。

先生には、その退官を記念する本号に拙い文を載せざるを得ない非力をご寛恕願いたい。

参考文献

- U・グッツォーニ「主観の批判」, 同（小松光彦訳）『変革する思想』, 慶應義塾大学出版会, 2000。
- B.Gregg, Possibility of Social Critique in an Indeterminate World, Theory and Society, 1994. (長谷川晃他訳「不確定的な世界における社会批判の可能性（一）（二）」北法50-3, 50-4。)
- 北山 忍『自己と感情 文化心理学による問いかけ』（認知科学モノグラム9）, 共立出版, 1998。
- 高橋由典『感情と行為 社会学的感情論の試み』, 新曜社, 1996。
- R. H. フランク『オデッセウスの鎖 適応プログラムとしての感情』, サイエンス社, 1995。
- R. コールズ『子どもたちの感じるモラル』, パピルス, 1997。
- Carol Gilligan, In a Different Voice, Harvard U. P., 1982. C・ギリガン（岩男寿美子監訳）『もうひとつの声』（川島書店, 1986）。
- 劉晴波主編『楊度集』, 湖南人民出版社, 1986。
- 楊度撰『粵漢鐵路議』（京都大学人文科学研究所 所蔵）
- 『日本学制大綱』, 泰東同文局, 1902。
- 『中国新報』清末民初期刊彙編, 経世書局, 1985。
- 潘念之主編『中国近代法律思想史（上冊）』, 上海社会科学院出版社, 1992。
- 張国華他主編『中国法律思想史綱 下』, 甘肅人民出版社, 1987。
- 『中国大百科全書 法学』, 中国大百科全書出版社, 1984。
- 『中国政治家辞典』, 河北教育出版社, 1995。
- 『アジア歴史事典 9』, 平凡社, 1975。
- 『二十世紀中国実録 第一巻』, 光明日報出版社, 1997。
- 『中国近現代論争年表 上』, 同朋舎, 1992。
- 劉快快主編『湖南通史 近代巻』, 湖南出版社, 1994。
- 彭明他主編『近代中国的思想歷程（1840-1949）』, 中国人民大学出版社, 1999。

B.I. シュウォルツ『中国共産党史』，慶応通信，1964。
 高田淳『章炳麟・章士釗・魯迅』，龍溪書舎，1974。
 藤岡喜久男『張謇と辛亥革命』，北海道大学図書刊行会，1985。
 李宗一「楊度について——生の活動の評価——」山田辰雄編『近代中国人物研究』221-216頁，慶応通信社，1989。
 佐藤豊「清末における民族問題の一側面」，愛知教育大学研究報告45，1996。
 佐藤豊「楊度「金鉄主義説」について」，愛知教育大学研究報告46，1997。
 馮必揚他『士思惟』，上海人民出版社，1993。
 北岡俊明『ディベート入門』（日経文庫），日本経済新聞社，1995。
 柳沢賢一郎『入門 ディベート論争の技術』，明日香出版社，1998。
 日本ディベート協会『ホームページ』 <http://www.kt.rim.or.jp/~jda/>
 スピッツァ／エバンス『問題解決と意思決定「ケプナー・トリゴアの思考技術」』，ダイヤモンド社，1998。
 中島 一『意思決定入門』（日経文庫），日本経済新聞社，1990。
 今井繁之『難問を解決する意思決定の思考法』，日本実業出版社，1997。
 印南一路『すぐれた意思決定』，中央公論社，1997。
 印南一路『すぐれた組織の意思決定』，中央公論新社，1999。
 佐伯 胖『「きめ方」の論理 社会的決定理論への招待』，東大出版会，1980。
 小橋康章『決定を支援する』（認知科学選書18），東大出版会，1988。
 滝谷敬一郎『「見えない問題」解決法』，日本経済新聞社，1998。
 高橋 誠『問題解決手法の知識<新版>』（日経文庫），日本経済新聞社，1999。
 佐久間 賢『交渉力入門<新版>』（日経文庫），日本経済新聞社，1997。
 今井盛章『心を動かす 紛争相談・調停・説得の技術』，学陽書房，1983。
 Harvard Law School, 『PON』 <http://www.pon.harvard.edu/>
 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』，三笠書房，1990。
 W・ユーリー『ハーバード流“NO”と言わせない交渉術』，三笠書房，1992。
 ラリー・クランプ『日本人のためのハーバード流交渉術』，JMAM，1998。

（本稿は，平成11～13年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2) 課題番号11610018)による研究成果の一部である。）

-
- * 1 以下の論は次の論を参考にした。U・グッツォーニ「主観の批判」，同（小松光彦訳）『変革する思想』（慶應義塾大学出版会，2000）所収。
 - * 2 それを，心や意識の主座，基点と言い換えても良い。そこから，この問題が，意識や心をめぐる心理学や哲学の問題と重なることも理解できよう。
 - * 3 このことは，科学論の場面では「観察の理論負荷性」として，哲学の場面では「解釈学的循環」として，心理学の場面では「認知的閉鎖性」として，周知の事

態である。

- * 4 見方に拠れば、前者の例としてポパーの世界Ⅲ論やクーンのパラダイム論を、後者の例として実証主義を挙げることもできよう。
- * 5 「間主観」を普遍主義と切り離して構成するならば、それは開放性と両立可能であろう。例えば、B.Gregg, Possibility of Social Critique in an Indeterminate World, Theory and Society, 1994 (長谷川晃他訳「不確定的な世界における社会批判の可能性(一)(二)」北法50-3, 50-4)を参照せよ。又、開放性と中間システムやホロンの備える性質との関連についても、十分考慮すべきであろう。R・K・マートン(森好夫訳)「中範囲の社会学理論」『マートン 社会理論と機能分析』(青木書店, 1969)。A・ケストラー(日高敏隆他訳)『機械の中の幽霊』(ペリカン社, 1975)。「主観」を主客二分論から救い出し新たな場に位置づける作業が、今後の私の課題でもある。
- * 6 この意味で、合意理論も、人と物との関係においては、依然として主客二分論を前提しているとも言えよう。
- * 7 それは、結局、感性を理性の下におき、第二次的存在として扱っているからである。例えば、法と経済とに代表される近代システムは、普遍的近代的「理性」を前提する。それを越えようとする合意理論もこの制約から免れておらず、対話の主体である人間において合理的人間からの逸脱を認めない。また、議論的場においても主役となるのはあくまで実践「理性」である。それを越える方向に「感性」を設定するものとして、桑子俊雄『感性の哲学』(日本放送出版協会, 2002)を参照せよ。但し、私は、桑子の説に全面的に賛成するというのではない。桑子は感性的理解をロゴスによって再編することを言う(88頁, 92頁)。確かに、感性的理解を他者に示すには言葉を必要とする。ヨーロッパ的に考えれば、言葉による理解は、概念的理解、ロゴス的理解と同意である。従って、感性的理解もそれを言葉で表現する段階を必要とすることを考慮すれば、その段階でロゴスの再編ということを考えざるを得ない。勿論、桑子は、「普遍的なことば」が彼の言う「配置と履歴を組み込んだことば」より高い次元にあるというのは幻想であることを、指摘している(222頁)。そしてこの二つの「ことば」の架橋という課題は両者の「地続き」を理解することによって果たされると言う(220頁)。しかし、「理念の制度化」を言うとき(177頁)、その際に「議論にもとづく合意」が要求される(178頁)、依然として普遍性、ロゴスへの「愛着」をそこに感じるの、私の誤解であろうか。私は、物を主観と対等な場に位置づけるには、もう一度言葉それ自身を探求する必要があると考えている。その際に、私は、山元の「コトバは、サブ言語としての感性とメタ言語としての論理とのなかほどにある」(iii頁)という理解を手がかりとして、感性のあらたな位置づけを考え始めたいと思っている。山元一郎『コトバの哲学—感性・言語・論理—』(岩波書店, 1969)。又、社会学的行為の場面で感情を非合理か

ら救い出す試みとして、次のものを参照せよ。高橋由典『感情と行為 社会学的感情論の試み』（新曜社，1996）。そこでは主客二分論の廃棄と非言語知の場面とが視野に収められている（19-22頁，212-22頁）。尚，「感性」を対人的場面においてとらえると，本稿第四節で扱われる「感情」「倫理観」として表出されることになる。

- * 8 李貴連「楊度」『中国大百科全書 法学』689頁（中国大百科全書出版社，1984）。
「楊度」『中国政治家辞典』518頁（河北教育出版社，1995）。藤井正夫「楊度」
『アジア歴史事典 9』126-7頁（平凡社，1975）。「楊度」『二十世紀中国実録
第一巻』638頁（光明日報出版社，1997）。
- * 9 藤岡喜久男『張謇と辛亥革命』325頁（北海道大学図書刊行会，1985）。
- * 10 「日本留学のすすめ」「日本留学のすすめつづく」『中国近現代論争年表 上』45
頁（同朋舎，1992）。楊度「後序」『日本学制大綱』（泰東同文局，1902）。
- * 11 劉快快主編『湖南通史 近代卷』534頁，656-63頁（湖南出版社，1994）。「鉄道
借款をめぐる議論つづく」『中国近現代論争年表 上』81，83頁。
- * 12 潘念之主編『中国近代法律思想史（上冊）』273-5頁（上海社会科学院出版社，
1992）。
- * 13 藤岡喜久男『張謇と辛亥革命』206頁。
- * 14 劉編，『湖南通史 近代卷』623頁。
- * 15 潘念之主編『中国近代法律思想史（上冊）』224頁，232頁。
- * 16 藤岡著，同上，312-30頁，特に320頁。
- * 17 彭明他主編『近代中国的思想歷程（1840-1949）』389-400頁（中国人民大学出版
社，1999）。
- * 18 「国体変更＝帝制問題をめぐって」『中国近現代論争年表 上』125頁。
- * 19 潘念之主編『中国近代法律思想史（上冊）』367-71頁。
- * 20 「帝制禍の元凶の処罰をめぐる」『中国近現代論争年表 上』129頁。
- * 21 潘念之主編『中国近代法律思想史（上冊）』382-88頁。
- * 22 潘念之主編『中国近代法律思想史（上冊）』395頁。
- * 23 潘念之主編『中国近代法律思想史（上冊）』448頁，456頁。
- * 24 高田淳『章炳麟・章士釗・魯迅』316頁（龍溪書舎，1974）。
- * 25 王治秋「難忘的記憶」劉晴波主編『楊度集』799頁（湖南人民出版社，1986）。
李宗一「楊度について——一生の活動の評価——」221頁，山田辰雄編『近代中国人
物研究』（慶応通信社，1989）所収。
- * 26 『アジア歴史事典 9』126頁，平凡社，1975。
- * 27 前出註25に同じ。
- * 28 劉晴波「論楊度」，劉晴波主編『楊度集』。
- * 29 同前，4頁。 * 30 同前，5頁。 * 31 同前，5頁。 * 32 同前，5頁以下。
- * 33 同前，6頁。 * 34 同前，7頁。 * 35 同前，7頁以下。 * 36 同前，8頁。

- *37 同前, 8頁以下。 *38 同前, 9頁。 *39 同前, 10頁。 *40 同前, 10頁。 *41 同前, 11頁。 *42 同前, 11頁以下。 *43 同前, 12頁。 *44 同前, 13頁。 *45 同前, 13頁。 *46 同前, 14頁。 *47 同前。 *48 同前, 15頁以下。 *49 同前, 16頁。 *50 同前, 17頁。 *51 同前, 18頁。 *52 同前。 *53 同前, 19頁。
- *54 前出, 李宗一「楊度について—一生の活動の評価—」, 222頁。
- *55 同前, 243頁。 *56 同前, 222頁。 *57 同前, 223頁。 *58 同前, 224頁。 *59 同前, 225頁。 *60 同前, 226頁。 *61 同前, 226頁以下。 *62 同前, 228頁。 *63 同前, 230頁。 *64 同前, 231頁。 *65 同前, 232頁以下。 *66 同前, 234頁。 *67 同前, 234頁以下。 *68 同前, 235頁。 *69 同前, 237頁。 *70 同前, 239頁。 *71 同前, 240頁。 *72 同前, 243頁。 *73 同前, 241頁。 *74 同前, 228頁。 *75 同前, 229頁, 238頁。 *76 同前, 229頁。
- *77 本年2月に唐浩明『唐浩明文集 楊度(上, 中, 下)』(人民文学出版社, 2002)の存在を知り, 手にすることができたが, 十分な参照はできなかった。この小説の最後は, 楊度が夏寿田と共に孫文の追悼集会に出て革命の士から罵倒され傷心を癒す為に散策に来た北京南郊の江亭で李大釗及び若き周恩来と語り革命の道を進むことを暗示して終わっている。この書では, 楊度は一方では国と人民の敵として糾弾され, 他方では孫文に友として信頼され若き周恩来の尊敬を受けた謎の人物であるとして, 困難な道を歩んだ近代中国それ自身の縮図として描かれているようである。
- *78 後述の如く, 今日の科学論や認知科学の知見から, 次の二点を前提しなければならない。それらは, 即ち, 一つはいわゆる客観的事実なるものは存在しないということであり, 二つは判断や決定の正当化は文脈に依存するということがある。グレッグの言う不確定な世界とは, この二点を承認することから始まると, 私は考えている。op. cit., B.Gregg (長谷川晃他訳)。尚, 日常的な世界の秩序レベルで社会が安定的かどうかということが問題となる。日常的な世界の秩序が安定的であれ不安定であれ, そのような世界は不確定な世界を基礎にしているということが, ここでの主張である。
- *79 拙論, 「ディベート論」鹿児島大学『新しい関係性を求めて—コミュニケーションの諸相—報告書No.2』, 185-204頁, 2000年3月。
- *80 中島一『意思決定入門』, 12-8頁(日本経済新聞社, 1990)。
- *81 スピッツァ/エバンス『問題解決と意思決定』, 4-5頁(ダイヤモンド社, 1998)。今井繁之『難問を解決する意思決定の思考法』, 22-5頁(日本実業出版社, 1997)。
- *82 スピッツァ/エバンス『問題解決と意思決定』, 128-9頁。
- *83 今井繁之『難問を解決する意思決定の思考法』, 198-9頁。
- *84 スピッツァ/エバンス『問題解決と意思決定』, 128頁。

- *85 中島『意思決定入門』, 51-2頁。
- *86 今井繁之『難問を解決する意思決定の思考法』, 198頁。そこでは、意見は価値判断、感情を含むものとして否定されている。
- *87 スピッツァ／エバンス『問題解決と意思決定』, 241-3頁。中島『意思決定入門』, 176-9頁。
- *88 今井『難問を解決する意思決定の思考法』, 151-2頁。
- *89 意思決定者が複数ということでは、厳密に考えれば、意思決定技術論に言う複数とは集団的意思決定の場面での複数のことであり、交渉術において交渉相手が存在するという意味での複数とは区別されなければならない。前者においては共有される価値や意思決定の目的があらかじめ明確に与えられていたり、意思決定集団の外から与えられる事態もあり得るし、従ってその共有は比較的容易であろう。しかし、そこでも集団の中においてそのような目的や価値を追求するという事態は起こりうるし、それは交渉において交渉者間での共通価値や目的の追求と、程度の差があるにしろ、類似の事態である。従って、本稿ではその両者を特に区別しないで論じて行く。従って、ここで言う「自己完結的に」とは、そのような共有される価値や目的が明確であるか、交渉場面であっても他方の交渉者を無視して一方的に決定できるため、その獲得が問題とならない事態を言う。
- *90 ラリー・クランプ『日本人のためのハーバード流交渉術』, 26-8頁 (JMAM, 1998)。
- *91 同前, 46頁。67-72頁。
- *92 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 170-2頁 (三笠書房, 1990)。
- *93 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 73-6頁。佐久間賢『交渉力入門<新版>』(日本経済新聞社, 1997)。W・ユーリー『ハーバード流“NO”と言わせない交渉術』(三笠書房, 1992)。
- *94 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 5頁。
- *95 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 11頁。
- *96 拙論, 「ディベート論」, 199頁。
- *97 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』。W・ユーリー『ハーバード流“NO”と言わせない交渉術』。
- *98 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 47-8頁。
- *99 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 53-4頁。
- *100 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 49-53頁。
- *101 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 60-1頁。
- *102 高橋に従うならば、この場面は行為=選択の場面であり、従って言語化できない体験=選択の場面を交渉術ではどう扱うのか、そもそも扱えないのか、という問題が残る。高橋由典『感情と行為』, 11-33頁, 特に19-22頁。

- *103 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 61-4頁。
- *104 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 65-7頁。
- *105 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 73-6頁。
- *106 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 67-70頁。
- *107 拙論, 「ディベート論」, 199頁。
- *108 同上, 201-2頁。
- *109 中島『意思決定入門』, 83-6頁。前述のように, スピッツァ／エバンス『問題解決と意思決定』, 239頁以下では, 意思決定においても価値観が重要な位置を占めることが取り上げられ, 論じられている。しかし, そこでは価値観の表明とそれを行動基準にすることが, さらに具体的・系統的・客観的な扱いが論じられていることから, 価値観の排除(理性的処理)に重心があることは否定できないであろう。
- *110 野家啓一他『西洋思想のあゆみ ロゴスの諸相』, 274-83頁(有斐閣, 1993)。
- *111 中島『意思決定入門』, 80-3頁, 138頁。今井『難問を解決する意思決定の思考法』, 106-8頁。
- *112 事実と論理において, 「記述」を前提して事実を, 「文脈」を前提して論理学を考えるものに, 次のものがある。三浦俊彦『論理学入門』(日本放送出版協会, 2000)。
- *113 前註三浦に従えば, 論理も文脈に従うからである。三浦俊彦『論理学入門』, 21頁。夏目漱石『坊っちゃん』。
- *114 印南一路『すぐれた意思決定』(中央公論社, 1997), 菊野春雄『嘘をつく記憶』(講談社, 2000年), などを参照。
- *115 高橋のいう体験=選択の場面を考える。高橋由典『感情と行為』, 214-20頁。
- *116 W・ユーリー『ハーバード流“NO”と言わせない交渉術』, 184-5頁。柳沢賢一郎『入門 ディベート論争の技術』182-5頁(明日香出版社, 1998)。
- *117 拙論, 「ディベート論」, 186-9頁。
- *118 今井盛章『心を動かす 紛争相談・調停・説得の技術』210-3頁(学陽書房, 1983)。
- *119 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』。
- *120 R・H・フランク『オデッセウスの鎖 適応プログラムとしての感情』(サイエンス社, 1995)。又, 高橋由典『感情と行為』, 231-2頁。
- *121 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 63-4頁。
- *122 高橋由典『感情と行為』, 214-20頁。
- *123 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 140-1頁, 150-2頁。
- *124 拙論, 「ディベート論」, 187頁。
- *125 ハーバード流交渉術においても, 第三者による仲介という場面は生じうる。フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 149頁, 178頁, 186-92頁。

- *126 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 166頁。柳沢賢一郎『入門 デイバート論争の技術』, 159-60頁。
- *127 ハーバード流交渉術においても論理的な説得は依然として維持される。フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』, 152-4頁。洋の東西の思考については, スピッツァ/エバンス『問題解決と意思決定』, 34-7頁, を見よ。又, 日本的交渉術については, 次の書を参照されたい。ラリー・クランプ『日本人のためのハーバード流交渉術』。柳沢賢一郎『入門 デイバート論争の技術』。
- *128 ラリー・クランプ『日本人のためのハーバード流交渉術』, 234-6頁。この点では, 又, 次の書がその視野を広げてくれるであろう。Carol Gilligan, In a Different Voice, Harvard U. P.,1982. C・ギリガン (岩男寿美子監訳)『もうひとつの声』(川島書店, 1986)。
- *129 前出註109に同じ。
- *130 前出註91に同じ。
- *131 前出註88に同じ。
- *132 前出註89に同じ。
- *133 前出註87に同じ。
- *134 前出註98に同じ。
- *135 前出註97に同じ。
- *136 前出註98に同じ。
- *137 前出註104, 105に同じ。
- *138 前出註118に同じ。
- *139 価値及び感情の「了解共同体」は, 現象学や解釈学の知見を基礎に, 今日様々の場面で主張が為されている。
- *140 op. cit., B.Gregg (長谷川晃他訳). 不確定な世界の中での意思決定を評価する為の基準を如何に求めてゆくかというテーマは, すぐれて今日的課題でもある。グレッグは, 社会批判は自省的, それ故自己との距離 (の感覚, あるいは意識化, 自覚) を必要とすると言う (p.349, 邦訳1024頁)。確かに, 自己自身との距離感というものの重要性は, しばしば説かれることであり, 従って私はその主張それ自体に反対するのではない。しかし, その感覚は結局一種の変形した理性主義 (主客二分論) に繋がり, 又その距離感の獲得ということでは哲人主義, エリート主義に繋がるのではないかという危惧, あるいは或る種の違和感が, 私には残る。註5に述べた私自身にとっての課題は, この距離感を現代の哲学や心理学の知見を基に捉え直すことであると言ってもよいかもしれない。
- *141 前出註78を参照せよ。
- *142 前出註78に既に述べている。